

(仮称) 三種五城目風力発電事業環境影響評価方法書に対する知事意見

1 総括的事項

(1) 環境影響評価を行う過程において、環境影響評価の項目及び手法の選定等に係る事項に新たな事情が生じた場合は、これらについて必要に応じて見直しを行う等、適切に対応すること。

(2) 本事業の調査、予測及び評価に当たっては、専門家等の助言や最新の知見・事例等を踏まえ、適切に調査、予測及び評価をすること。

なお、意見聴取は環境要素ごとに複数の専門家に対して行うなど、環境影響評価の客観性及び妥当性の確保に努めること。

(3) 設置する風力発電機の機種や配置のほか、工事の規模や方法等が確定していないことから、準備書においては事業計画を明確にし、具体的な環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容を詳細に記載すること。

また、これらについて、地域住民や地元自治体等（以下「地域住民等」という。）に広く周知するとともに丁寧な説明を行い、理解を得るよう努め、述べられた意見を可能な限り事業に反映すること。

(4) 県内の一部地域では風力発電所の設置が原因とみられる電波障害が発生していることから、本事業の実施に当たっては、環境影響評価項目としての選定の有無によらず、地域住民の生活環境に十分配慮するとともに、影響が生じた場合は、関係法令等に従って適切に対応すること。

2 個別的事項

(1) 騒音、超低周波音及び風車の影

対象事業実施区域（以下「実施区域」という。）周辺には複数の住居等が存在するほか、現在計画している 4,200kW 程度の風力発電機より大型化する可能性があることから、施設の稼働に伴う騒音、超低周波音及び風車の影による影響について、適切に調査、予測及び評価をすること。

(2) 動物

ア 実施区域及びその周辺では、クマタカやサシバ等の営巣が確認されているほか、イヌワシ等の希少猛禽類が飛翔している可能性があることから、希少猛禽類の生息状況を広範囲に観測するなどし、本事業の実施による鳥類への影響を適切に予測及び評価をすること。

イ 一般鳥類の調査には、任意観察法の他にも調査手法があることから、ホオ

ジロ科等の小型鳥類の現地調査に当たっては、ラインセンサス法等の任意観察法以外の手法についても、検討すること。

(3) 景観

ア 実施区域周辺には複数の住居等が存在するほか、現在計画している4,200kW程度の風力発電機より大型化する可能性があることから、景観への影響を適切に調査、予測及び評価をし、風力発電機の配置等の検討結果に反映させること。

また、風力発電機の規模や配置等の検討に当たっては、地域住民等に検討の経緯及び結果について丁寧な説明を行い、述べられた意見を十分に勘案すること。

イ 実施区域周辺には、計画した身近な景観の調査地点以外にも、実施区域の北東側に住居等が存在することから、地域住民等の意見を確認した上で、調査地点の追加について検討すること。